

山梨県とテンプル大学ジャパンキャンパスとの 包括的な連携・協力に関する協定締結式

日時：令和4年12月13日（火）13：00～

場所：都道府県会館401会議室

（オンライン中継会場：県庁防災新館401会議室）

次 第

1 開式

2 協定書署名

山梨県知事 長崎 幸太郎

テンプル大学ジャパンキャンパス 学長 マシュー・J・ウィルソン

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 マシュー・J・ウィルソン学長あいさつ

6 共同記者会見

7 閉式

山梨県とテンプル大学ジャパンキャンパスとの 包括的な連携・協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とテンプル大学ジャパンキャンパス（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力することに關し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれの特色や資源を活用し、様々な分野において、包括的に連携・協力することにより、相互の付加価値向上を目指すとともに、多様性が尊重され、豊かさを実感できる共生社会の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）人的交流の促進に関すること。
- （2）知的・物的資源の相互活用に関すること。
- （3）調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる連携・協力事項の具体的な内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその3年後の日が属する年度末の末日（3月31日）までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に關し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月13日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県知事

乙 東京都世田谷区太子堂1-14-29
テンプル大学ジャパンキャンパス 学長